

(第一類 第十一号)

第二十八回国会 遍信委員会議録 第二号

(四九)

昭和三十三年二月七日(金曜日)  
午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 片島 港君

理事上林山榮吉君

理事小泉 純也君

理事内後吉君

理事橋本登美三郎君

理事稻田柳右エ門君

秋田 大助君

伊東 岩男君

川崎末五郎君

椎熊 三郎君

平野 三郎君

杉山元治郎君

原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣

田中 角榮君

出席政府委員

郵政務次官

最上 英子君

委員外の出席者

日本電信電話公社總裁

梶井 順君

専門員 吉田 弘苗君

一月二十三日

委員廣瀬正雄君辭任につき、その補欠として兩條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

二月七日

理事廣瀬正雄君委員辞任につきその補欠として上林山榮吉君が理事に当選した。

二月四日

郵便切手類売さばき所及び印紙売さき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)(予)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

電話加入権の担保制度確立に関する法律案(内閣提出第二二三号)(予)

獅子島地区に公衆電話架設の請願(池田清志君紹介)(第三〇二号)

電話加入権の担保制度確立に関する法律案(内閣提出第二二四号)(予)

獅子島地区に公衆電話架設の請願(川野芳滿君紹介)(第三〇三号)

元町に無集配特定郵便局設置の請願(森本靖君紹介)(第三〇四号)

物部村内根木屋、別府間に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第三〇五号)

鵜之江部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第三〇六号)

平山、岩立地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇七号)

駒鳴地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇八号)

内野地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇九号)

椿原地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三一〇号)

伊万里市の電報電話局廃止建設促進に関する請願(八木昇君紹介)(第三一一号)

伊万里市内通話区域の統一に関する請願(八木昇君紹介)(第三一二号)

一本木簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第三一三号)

郵便切手類等の売さばき手数料引上げに関する請願(山本猛夫君紹介)(第三一四号)

岩手福岡郵便局舎新築に関する請願(山本猛夫君紹介)(第三一五号)

電話加入権の担保制度確立に関する法律案(内閣提出第二四七号)

騰波の江地区に無集配特定郵便局設置に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第四五七号)

羽板村に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八一号)

東灘部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八二号)

小川部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八三号)

同月三十一日

曾慶簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願(志賀健次郎君紹介)(第四九八号)

佐渡彌彦国定公園記念切手発行に関する請願(北嶮吉君紹介)(第五〇八号)

の審査を本委員会に付託された。

一月十八日

電話料引下げに関する陳情書(東京都北区上中里町の一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一一五号)

政府剰余金による電話設備負担に関する陳情書(東京都北区上中里町の一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一一七号)

電波監理及び放送に関する件

本短波放送社長小田嶋定吉(第一一八号)

京阪神地区に教育テレビ放送許可に関する陳情書外七件(京都市右京区西院下花田町二五一大沢利次外七名)

同月二十七日

関する陳情書外七件(京都市右京区西院下花田町二五一大沢利次外七名)

同月二十九日

関する陳情書外七件(京都市右京区西院下花田町二五一大沢利次外七名)

同月三十日

本日の会議に付した案件

理事の互選

郵便切手類売さばき所及び印紙売さき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三二号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)(予)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

電話加入権の担保制度確立に関する法律案(内閣提出第二二三号)(予)

郵政事業に関する件

郵政監察に関する件

電波監理及び放送に関する件

○片島委員長 ただいまより会議を開きます。

本日の日程に入る前に理事の補欠選任についてお詫びいたしました。すなわち理事でありました廣瀬正雄君が去る一月二十三日委員を辞任せられました結果、理事が一名欠員になつておりませんが、これは委員長において指名いたしました御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○片島委員長 ただいまより会議を開きます。

第一は、郵政省設置法の一部を改正する法律案であります。その内容は、大臣官房に官房長を置くこと、電気通信監理官を廃止して新たに電務局を置くこと、電波監理局に新たに部門を設けることにいたそととするもの等であります。

第二は、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案であります。その内容は、郵便切手類及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案であります。そのお

りさばき手数料は、昭和二十九年に定められましたが、その後における充りさばきの実情、労賃その他充りさばきを要する経費の増加に伴い、これを引き上げ、また充りさばき額の低額なるものに対しましても一定の手数料額を保障いたそうとするもの等であります。

第三は、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案でありますが、この法律案は、郵便はがき及び郵便切手に付する寄付金を受けた団体の範囲を最近の社会的要請に即応させるとともに、寄付金付郵便はがき、郵便切手の発行手続に関する規定及び寄付金の管理並びに寄付金の使途の適正をはかるのに必要な規定を整備いたそらとするものであります。

第四は、郵便為替法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、電信為替の利用者の利便をはかるため、為替金を受取人の居宅に送達するとのとに、差出人から受取人あての通信文を為替金とともに受取人に送達する制度を設けようとするものであります。

第五は、郵便振替金法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、加入者及び小切手の所持人の利便をはかるため、小切手の支払いをすみやかにできるよう、払い出しの方法を改正いたそらとするものであります。

第六は、簡易生命保険法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、保険金最高制限額を引き上げようとするものであります。

第七は、公衆電気通信法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、現在日本電信電話公社では

農山漁村等における電話の普及に資するため、その電話需要の特殊性にかかる、低料金で部落電話的な機能を有する地域団体加入電話の制度を設けて、試行サービスとして実施いたしてあります。これは法定化すること、および現在日本電信電話公社並びに国際電信電話株式会社におきまして、試行サービスとして実施しておりますが、加入電信を法定化いたそらとするものであります。

第八は、電話加入権質に関する臨時特例法案であります。そのおもな内容は、第二十六回国会以来懸案となつておきました電話加入権の質権設定につきまして、一定の条件のもとに期限を付して、これを認めるにいたそらとするものであります。

第九は、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、日本電信電話公社の監査機能を充実するため、監事制度を設けようとするものであります。

第十は、電波法及び放送法の改正についてであります。最近における電波界、放送界の状況は、現行法の制定当時には到底予想し得なかつたほど急速な発展を見、国民生活の上にますます重要な影響を与えてある情勢であります。そして、現行電波法及び放送法はこの情勢に即応し得ない点が生じて参りました。特に、日本放送協会について申し上げます。

次に、特定郵便局制度調査会の答申について申し上げます。

昨年五月二十八日の閣議決定に基いて設置されました特定郵便局制度調査会から、さる一月十四日諮詢に対する答申がありました。その骨子となつて申上げますと、郵政省において取り扱う郵便、郵便貯金、簡易生命保険及び電気通信等の諸業務に要する業務費用する局長を長とする郵便局を認めることであります。

次に条約関係について申し上げますと、昨年八月カナダのオタワにおきまして開催されました万国郵便連合大会

議におきまして、わが国の代表が署名調印をいたしました万国郵便条約その他の関係約定を今国会に提出する予定

あります。さらに日本、フィリピン、南アフリカ連邦間の小包約定及び日本、アメリカ合衆国間の締結及び日本、アメリカ合衆国と、郵政事業特別会計における昭和十三年度の予算定員は二十六万六百七

千六百十五人の増員となります。この員は主として郵政窓口機関の増置、郵政業務量の増加、特定局における電話施設の増加に伴う所要人員並びに常勤労務者の一部を定員化するに伴うものであります。

次に歳入予算について申し上げますと、歳入予算総額は歳出予算と同額の千六百七億九千七百万円であります。その内容といたしましては、郵政固有

の

建設費として四十三億九千四百万円を計上いたします。

次に定員関係について申し上げますと、郵政事業特別会計における昭和十三年度の予算定員は二十六万六百七

千六百十五人の増員となります。この員は主として郵政窓口機関の増置、郵政業務量の増加、特定局における電

話施設の増加に伴う所要人員並びに常

勤労務者の一部を定員化するに伴うものであります。

次に歳入予算について申し上げますと、歳入予算総額は歳出予算と同額の千六百七億九千七百万円であります。その内容といたしましては、郵政固有

の

建設費として四十三億九千四百万円を計上いたします。

次に定員関係について申し上げますと、郵政事業特別会計における昭和十三年度の予算定員は二十六万六百七

千六百十五人の増員となります。この員は主として郵政窓口機関の増置、郵政業務量の増加、特定局における電

話施設の増加に伴う所要人員並びに常

勤労務者の一部を定員化するに伴うものであります。

ます。これに対し歳出予算は、郵便貯金の預入者に対して支払う利子が三百五十一億三千三百万円、郵便貯金業務運営のために必要とする経費が百八十九円で、歳出は四百八十七億二千九百万円を計上いたしております。歳入超過額九百十一億三百万円は法律の定めるところによりまして、積立金として処理することになりますので、一般公共負担の運用原資といたしまして八百五十八億円を確保する予定となつております。なお参考までに郵便貯金及び簡保年金の資金と財政投融資資金との関係について申し上げますと、三十三年度の政府財政投融資原資見込額三千五百七十二億円のうちには郵便貯金の資金が一千百五十億円、簡保年金資金が八百五十八億円、合計二千八億円が含まれておりますので、この金額は全投融資原資の五六%を占めている実情でござります。次に当省所管一般会計予算案について御説明申し上げますと、歳出予算総額は十七億七千四百万円であります。これを前年度予算額十六億四千百万円に比べますと一億三千三百万円の増加となつております。この増加のおもな事項といたしましては、電気通信監理機能の充実に要する経費として四百万円、マイクロ散乱波、ミリメートル波等電波技術関係重要施策実施に要する経費として四千六百万円、放送局、テレビジョン局等の監督に必要な機器類の整備充実に必要な経費として八百万円、定員の増加並びに職員の昇給に必要な経費として八千九百万円等が主たるものでありまして、他方海外放送交付金の

減少千五百万円等がありますので、前述の通り一億三千三百万円の増加となるわけであります。

次にこれら業務の運営に必要な定員について申し上げますと、本年度予算定員は二千九百五十五人で、前年度予算成立定員二千九百四十二人に比べ十三人の増員となつておりますが、この増員は、電気通信監理機構の拡充強化に伴つて十五人の増員が認められ、ほかに二名を科学技術庁に組みかえたことによるものであります。

次に昭和三十三年度の日本電信電話公社予算案の概要を申し上げますと、昭和三十三年度は電信電話拡充第二次五ヵ年計画の初年度に当り、加入者開通二十五万加入、公衆電話増設一万个、市外回線増六十六万キロメートル、電話局建設百五十五局等の施設開通によって、電信電話の拡充とサービスの向上を強力に推進いたしますとともに、テレビ中継網の整備にも重点をきしまして次のようになつて編成されおります。損益勘定におきましては、収入は一千六百九十四億円、支出は一千四百二十三億円で、差引二百七十一億円の収支差額を生じますが、これは建設費源及び債務償還に充てられることになつております。建設勘定におきましては、その総額は七百五十億円であります。予定しておりますが、そのうち自己資金の内訳は、減価償却引当金二百八十七億円、設備負担金十七億円、資産売却金五百八十九億円、外部資金を百六十一億円と百六十六億円の増加となつております。

建設資金の調達は、自己資金を五百八十九億円、外部資金を百六十一億円と予定しておりますが、そのうち自己資金の内訳は、減価償却引当金二百七十一億円から債務償還四十二億円を差し引いたものであります。外部資金の内訳

は、加入者及び受益者債券六十七億円、電話設備負担金五十九億円、運用部資金二十億円及び簡易生命保険及び郵便年金積立金、運用資金十五億円となつております。またこれに対する支出といたしましては、一般拡張工程に六百九十三億円、町村合併に伴う電話サービス改善に三十億円、農山漁村電話普及特別対策に三十億円となつております。

次に日本放送協会の昭和三十三年度予算案につきましては、日本放送協会におきまして從来に引き続き目下新会長のもとにおいて成案を急いでおりまして、業務全般について一そら能率化と合理化をはかりながら、その使命達成をはかるよう考慮し、特に聴取状況の改善、良質放送の実施に留意し、これに必要な諸施設の増設並びに改善を考慮しており、近い機会に国会に提出いたしますことができるごとに存じます。その節はよろしく御審議下さいますようお願いいたします。

以上まことに簡単でございますが、一応私の報告を終りたいと思います。なお詳細の点につきましては、御質問をいただきましてお答え申し上げたいと存じます。

○片島委員長 次に日本電信電話公社の事業概況について、総裁より説明を求めます。電信電話公社総裁梶井説明員。

○梶井説明員 日本電信電話公社の本年度の事業概況につきまして御説明申し上げます。まず予算の実施状況であります。が、本年度の建設勘定予算是成立額六百三十四億円と前年度からの線り越し四十五億円とを合計いたしまして、総額六百七十九億円でございますが、工事は年度初頭より順調に進行い

たしまして、十一月末までの支出来額は四百八十八億円、総額の七二%の進捗を示しております。現在までに実施いたしましたおもな工程について申し上げますと、サービス工事につきましては、農山漁村電話普及特別対策を含めまして加入電話十八万七千、公衆電話一万一千七百の増設計画に対し、十一月末にはそれぞれ十六万三千及び七千四百の架設を終り、それぞれ八七%及び六三%の進捗を示し、市外電話回線につきましては、約四十七万キロの増設計画に対し三十九万三千キロを建設いたしました。基礎工事についてみますと、電話局の建設は百三十局の計画であり、そのうち年度内にサービス開始を予定しているものは六十七局であります。十一月末までに四十二局がサービスを開始しております。長距離ケーブルにつきましては、七区間の新設予定に対し三区間を完成しております。その他、町村合併に伴う電話サービスの改善並びに農山漁村電話普及特別対策につきましても目下鋭意進捗をはかつております。以上の結果、十一月末における加入電話の数は約三百五十六万、公衆電話の数は約六万となりました。

電報につきましては、受け付けてから配達されるまでの平均所要時間は、普通電報で五十四分、至急電報で三十分であり、間違いの字数も一万个当たり一般電報で十一・七字、照合電報で二・八字とそれぞれすでに戦前を上回っております。また加入電信は、三十二年四月より名古屋におきましてもサービスを開始し、東京、大阪を合せて十一月現在三百六十五加入となつております。

なお、収入につきましては、おおむね順調な経過をだどつており、予定よりもある程度の増収を見得るものと思われます。

次に最近の労働情勢について申し上げますと、全電通労組の昨年春の賃金引き上げ要求につきましては、四月十六日仲裁裁定が提出され、これに基く補正予算の成立を待つて、基準内賃金を四百四十円引き上げることとして春季闘争は終了いたしました。その後組合は、九月以降合理化問題、賃金引き上げ問題及び年末手当問題等につき、要求書を提出し、秋季年末調停に入りましたが、合理化及び年末手当問題につきましては団体交渉により十一月八日基本的事項につきまして了解点に達成し、十二月二日に協約、覚書等の仮調印を行い、早期に妥結を見ることができました。合理化問題につきましての妥結の内容は、労働条件特に要員に関する設備計画等について組合と事前協議を行うこと、機械化等により生ずる剩余人員は、配置転換等をより広く行うことによつて吸収し、人員整理等の事態となるべく到来しめないようになりますことを中心としたものであります。今後第一次五ヵ年計画の遂行

に当りましては、この基本線に沿いまして、誠意をもつて事態の解決をはかることによつて事業を円滑に運営し、もつて国民の希望にこたえて参りたいと考えております。なお基本賃金の引き上げにつきましては、年末まで団体交渉を行いましたが、結論を得ず、組合は公共企業体等労働委員会に調停を申請し、現在その手続中であります。

次に本年度をもちまして 昭和二十一年度から着手いたしました第一次五ヵ年計画は終了することと相なりました。が、おかげをもちまして計画に対しておむね順調な成果を上げ得る見込みであります。すなわち昭和二十一年度末と対比いたしますと、加入電話は五年間に百三万を増し一・七倍、公用電話は四万五千個増で三倍、市外電話は二百万キロを増設して二・五倍とそれぞれ増加することになります。しかししながらこのような拡張にもかかわらず、加入電話の需要充足率は依然わざか三〇%内外にとどまり、市外電話につきましても大部分は依然として長時間の待ち合せ時間を要しております。元来第一次五ヵ年計画は、戦災都市におけるサービスの復興を中心として計画されたものでありますので、勢い大都市に重点が置かれ、地方都市、農山漁村に対するサービスの改善までは遺憾ながら十分力が及ばなかったのであります。本来電話サービスは、申し込めばすぐ架設され、その電話から全国至るところの場所と即座に通話ができるといふものでなければなりません。もちろん現状をもつてしましては、短時日にこの目標に到達することは困難であります。が、公社といたしましては今後十五ヵ年

年間におおむねこの目標を達成したいと考え、引き続き三十三年度より第一次五ヵ年計画の実行に着手することといたしました。そのおもなる目標としては、第一次五ヵ年計画よりも規模を拡大いたしまして、一、五ヵ年間に百三十五万の加入電話を増設し、昭和三十七年度末には加入数を約四百万、電話機数を約六百万とすること、二、公衆電話を六万五千個増設し、現在の二倍に増加すること、三、市外回線を四百三十万キロ増設し、県庁所在地域、これに準ずる都市相互間及び浜、京阪神、中京地区等の同一経済圏内並びに同一市町村の市外通話を即時化すること、四、市外通話即時化に要する市外回線増設並びにチャンネル・プランの決定によって今後増加するテレビ放送申繰線の需要にこたえるために、マイクロウエーブ、同軸ケーブル等の市外伝送路の拡充整備をはかること、五、電報の中継機械化を完了するとともに、加入電信サービスを全国に普及させること、六合併市町村並びに無電話部落に対する電話サービスの改善を一応完了すること等を計画しております。

と、電信収入九十六億円、電話収入一千五百四十八億円を中心といたしまして、合計一千六百九十四億円の見込みであります。三十二年度予算に比べ二百二十一億円の増加となります。この収入見積りは、昨年四月から十月までは三十三年度におきましても現状を維持するものとして算定したものであります。支出について申しますと、給与総額は五百六十八億円であります。前年度に比し四十六億円の増加となつております。物件費は二百四十四億円で前年度に比し十一億円の増加となり、業務委託費は二百十三億円、減価償却費は二百八十六億円で、前年度に比しそれぞれ十六億円及び二十八億円の増加となつております。以上の結果、収支差額は二百七十一億円となり、前年度に比して九十五億円と相当大幅の増加となつておりますので、これが確保につきましては格段の努力をいたさねばならないと存じております。

二十億円及び簡保資金十五億円となつております。  
建設工程について申し上げますと、  
まずサービス工程でありますと、昭和三十三年度におきましては農山漁村電気化推進普及特別対策を含めまして加入電話一万四千四百個を増設してサービスの改善をはかるところといたしております。市外電話サービスの改善につきましては、第一次五カ年計画中に実施いたしました各地地方の中心都市相互間の長距離即時サービスを維持するとともに、三十三年度はこれらの大都市と主要都市との即時サービスを開始することとし、札幌——旭川間、東京から金沢・富山・浜松・熱海間、大阪——高知間、福岡から大分・長崎・鹿児島間等二十四区間の市外通話を同時にいたしたいと考えております。また、横浜——小田原間、金沢——富山、神戸——加古川、岸和田等の近接都市間の市外通話を即時化するところ計画いたしております。  
次に基礎工事でありますと、三十二年一度末におきまして設備が行き詰まつて電話の増設ができない局は約三百三十九局に達しておりますので、これの対策として前年度より継続の六十二局のほか、九十二局の工事に着手し、合計十五の新電話局の建設工事を行いまるため、三十三年度におきましては、市外通話の即時化並びに市外通話の自動即時化をはかるため、市外伝送路につきましては、市外通話の即時化並びにテレビジョン中継網の拡充をはかるため、同ビス開始をする局は六十二局の予定であります。市外伝送路につきましては、このうち年度内に完成してサービス開始をする局は六十二局の予定であります。

度より五区間増の十二区間に布設する。とともに、マイクロウエーブにつきましては前年度からの継続八区間のほか、既設の幹線のルート増設並びに十五区間の新設に着手する計画であります。なお電報の中継機械化につきましては、前年度と同様五局を行います。

次に町村合併に伴う電話サービス改善計画は、前年度に比し十億円増の三十億円をもつて実施することとし、二百三十七局の電話局を合併することともに、市外回線を一万三千六百キロ増設し、同一市町村内の市外通話サービスの改善をはかりたいと考えております。

農山漁村電話普及特別対策につきましては、前年度の倍額の三十億円をもつて四千個の公衆電話及び一万二千加入の共同電話を設置することともに、現在試行中であります地域団体加入電話の制度を本実施に移すこととし、約百ヵ所に設置する予定であります。

以上をもちまして三十三年度予算案の説明を終りますが、次に今国会におきましては公社関係につきまして日本電信電話公社法の一部を改正する法律案、電話加入権質に関する臨時特例法案並びに公衆電気通信法の一部を改正する法律案が政府より御提出の予定になりますが、なっておりますが、本法案成立の暁には、実施に当り遺憾ないよういたしたいと存じております。

以上をもあまして説明を終らせていただきますが、この機会にあらためて日ごろの御指導、御鞭撻に対しましてお礼申し上げますとともに、今後ともよろしく御援助を賜わりますようお願い申し上げる次第でござります。

○片島委員長 これにて説明を終ります。

○片島委員長 次に郵便為替法の一部を改正する法律案、郵便振替金法の一部を改正する法律案、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、公衆電気通信法の一部を改正する法律案、以上四法律案を一括議題とし審査を行います。まずその趣旨について説明を求めます。郵政大臣田中角栄君。

#### 郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改ます。

第九条中「その通知を受けた郵便局において」の下に「差出人の指定に従い」を加え、「為替金を払い渡すが、又は差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改めます。

第十七条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第九条の規定により差出人から現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱いを加えます。

の料金は、為替金の額が五万円以下のときはその額の一枚の電信為替証書を、為替金の額が五万円を超えるときは五万円又はその端数ことに各別に電信為替証書を発行したものとみなして前項の例により算出した電信為替の料金の額に、三十円を加えた金額とする。

第三十五条の次に次の二項を加える。

第三十五条の二（通信文） 差出人が第九条の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

前項の規定による取扱いについては、差出人は、電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならない。

第三十七条の次に次の二項を加える。

第三十七条の二（為替金の払渡不能等の場合） 第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改めます。

前項の規定による取扱いについては、差出人は、電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならない。

第三十七条の次に次の二項を加える。

第三十七条の二（為替金の払渡不能等の場合） 第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改めます。

第一項の規定により電信為替の業務の委託に関する事項を公示しなければならない。

第一項の規定により電信為替の業務の一部が日本電信電話公社に委託された場合における第一章及びこの章の規定の適用については、同項の規定による委託を受けている日本電信電話公社の事業所の取扱いを、その委託に係る業務の範囲内において、郵便局の取扱いみなす。この場合において、これらの規定について必要な説替規定は、省令で定める。

第二項、第三十四条第二項及び第五十四条第二項において同じ。」に改め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第十七条第二項の次に次の二項を加える。

第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金につき、そのそれぞれの貯金の額（一日のうち）以上の時金の額があるときは、その最後の貯金の額を口座の現在高（第二十九条の見出し）に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を口座の現在高（第三十八条第二項）を「第三十六条第二項又は第三十八条第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削除する。

第二十九条の見出しに「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を口座の現在高（第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額）。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。」をこえて」に改め、「払出」の下に「（小切手払によるもの）を除く。」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知

二第一項の規定による取扱いをする電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができる。

郵政大臣は、前項の規定により電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託したときは、遅滞なく、その委託業務の内容、委託業務を取り扱う日本電信電話公社の事業所の名称及び位置その他当該業務の委託に関する必要な事項を公示しなければならない。

第一項の規定により電信為替の業務の一部が日本電信電話公社に委託された場合における第一章及びこの章の規定の適用については、同項の規定による委託を受けている日本電信電話公社の事業所の取扱いを、その委託に係る業務の範囲内において、郵便局の取扱いみなす。この場合において、これらの規定について必要な説替規定は、省令で定める。

第二項、第三十四条第二項及び第五十四条第二項において同じ。」に改め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第十七条第二項の次に次の二項を加える。

第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金につき、そのそれぞれの貯金の額（一日のうち）以上の時金の額があるときは、その最後の貯金の額を口座の現在高（第二十九条の見出し）に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を口座の現在高（第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額）。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。」をこえて」に改め、「払出」の下に「（小切手払によるもの）を除く。」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便振替金法の一部を改正する法律案

郵便振替金法の一部を改正する法律案

郵便振替金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「又は払出」を「若しくは払出（第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替を含む。以下次号、第二十九条、第三十一条第一項、第三十三条规定による払出の料金）を「第三十四条第二項において同じ。」に改め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第十七条第二項の次に次の二項を加える。

第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金につき、そのそれぞれの貯金の額（一日のうち）以上の時金の額があるときは、その最後の貯金の額を口座の現在高（第二十九条の見出し）に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を口座の現在高（第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額）。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。」をこえて」に改め、「払出」の下に「（小切手払によるもの）を除く。」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知

し、又は自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合合を「又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合」に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「自己指図で振り出した小切手による小切手払に関する照会を電信する場合には、同条第二項の省令で定める金額」を削り、同条第五項中「電信振替の料金、電信現金払の料金及び小切手払に関する照会を電信する場合における小切手払の料金」を「電信振替及び電信現金払の料金」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」を「前条第四項に規定する料金」に、「第三十八条第二項」を「第三十六条第二項又は第三十八条第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削除する。

第二十二条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」を「前条第四項に規定する料金」に、「第三十八条第二項」を「第三十六条第二項又は第三十八条第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削除する。

第二十九条の見出しに「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を口座の現在高（第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額）。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。」をこえて」に改め、「払出」の下に「（小切手払によるもの）を除く。」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知



第九条中「国際電気通信役務に属する電報（以下「国際電報」という。）の受付、伝送若しくは配達、国際電気通信役務による通信（以下「国際電話」という。）の取扱若しくは交換又は国際電気通信役務の料金の収納に関する事務を他の者に」を「国際電気通信業務の一部を公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者に」に改める。

二 組合は、公社から公衆電気通信信務の提供を受けることを目的とするものであること。  
二 組合員は、公社から提供される公衆電気通信信務につき公平な取扱を受ける権利を有すること。  
三 公社に対し組合を代表する業務執行者一人の選定に關すること。

(地域団体加入電話についての準用規定)  
第四十三条の五 第四十二条第一項  
及び第四十二条の規定は、地域団体加入電話に準用する。

第四十四条第一項中「左の表に掲げる加入電話」の下に「(公社)が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話を含む。以下この条において同じ。」を加える。  
第四十六条中「加入電話」の下に「、地域団体加入電話」を加える。

第五十三条第一項及び第三項中「構内交換取扱者」を「電話交換取扱者」に改める。

るものに限る。)の全部を承諾しなければならない。

第三十条第二項並びに第三十二条第一号及び第二号の規定は、前項の場合に準用する。

第五十五条の五 第三十二条の規定は、公社に対して、電信加入区域外における加入電信の設置について電信加入申込があつた場合又は電信加入区域外の場所に加入電信の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。

第八条第一号中「配達」の下に「(電)  
話による送達、着信の場所における  
交付その他配達に準する行為を含  
む。以下同じ。」を加え、同条第五  
号及び第六号中「公衆電気通信役務  
の取扱に関する事務の一部又はその  
役務の料金の収納に関する事務」を  
「公衆電気通信業務の一部」に改め

約により設置する電話。  
第四十三条の次に次の四条を加え。

**第四十三条の四 地域団体加入電話を設置することができる地域**は、その地域内に居住する者が社会的・経済的に相互に比較的緊密な關係を有し、且つ、電話による連絡が不便となつてゐる地域で、公社大臣の認可を受けて定める基準に適合するものでなければならぬ。

「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に改め、同条第二項中「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に、「構内交換取扱者」を「電話交換取扱者」に改め、同条第三項中「構内交換取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に、「取扱者資格試験」を「電話交換取扱者資格試験」に改め、「構内交換設備の下に「又は組合交換設備」を加え、「構内交換設備」

第五の五条の四 公社は、公私との  
区域内においては、電信加入区域  
内における加入電信の設置につ  
いての電信加入契約の申込（以下  
「電信加入申込」という。）及び電信  
加入区域外における加入電信の設  
置についての電信加入申込（その  
設置が業務の遂行上支障がないと  
認められるものであつて、公社が  
認める限りの料金の支払があつ  
たる額のき引の料金の支払があつ  
たる場合に限る）を提出する。

「加入契約」を「加入電話加入契約」に、「加入者」を「加入電話加入者」に、「加入申込」を「加入電話加入申込」に、「加入区域」を「電話加入区域」に改める。

(試行的な)衆電気(通信役務)  
十二条の二 公社又は会社は、公衆電気通信役務であつて、この法律で定めるもの以外のものを試行的に提供することができる。  
第二十四条第一項中「国際電報」を「国際電気通信役務に属する電報(以降「国際電報」という。)」に改める。  
第二十五条第一号中「加入電話」を「二号に掲げる電話」に改め、同号第一号の次同条第三号とし、同条第一号の次の二号を加える。  
二 地域団体加入電話 一定の地域内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とする組合契約によつて設立した組合と公社との契

四 組合員が公社に対し支払する料金等の取りまとめの方法及び取扱いを組合は、加入申込者が料金等の支払を怠るおそれがあるとき、及び地域団体加入電話の設備に余裕がないときを除き、加入申込を拒んではならない。

(地域団体加入契約)

第四十三条の三 公社との間に、地域団体加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約(以下「地域団体加入契約」という。)を締結することができるものは、一の地域団体加入電話につき一の組合に限る。

第五十一条の見出しを「構内交換設備又は組合交換設備」に改め、同条第二項中「構内交換設備」の下に又は組合交換設備を加える。

加入電話加入者又は公社と地域団体加入契約を締結した組合(以下「加入組合」という。)は、公社の認定を受けた電話交換機者でなければ、その構内交換設備又は拠点団体加入電話の交換設備(以下「組合交換設備」という。)による交換に従事させてはならない。但し、公社が定める構内交換設備又は組合交換設備については、この限りでない。

(電信加入契約)  
第二章の二 加入電信  
第五十五条の二 公社又は会社との間に、加入電信の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「電信加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電信につき一人に限りる。

（試行的な公衆電気通信役務

#### 四 組合員が公社に対して支払う

## 第五十一条の見出しを「構内交換

第三章の二 加入電信

二十五条(第五十五条)  
電信(第五十五条の二) 第五十五条  
「加入契約」を「加入電話加入契約」といふ。但し、  
「加入者」を「加入電話加入者」といふ。  
「加入申込」を「加入電話加入申込」といふ。  
「加入区域」を「電話加入区域」といふ。  
「区域」に改める。

第七条中「電報の受付、伝送若し  
くは配達(電話による送達、着信の  
場所における交付その他配達に準  
する行為を含む。以下同じ。)、電話  
の加入に関する事務、電話の通話の  
取扱若しくは交換又は公衆電気通信業  
務の料金の収納に関する事務」を  
「公衆電気通信業務の一部」に改め  
る。

第八条第一号中「配達」の下に「電  
話による送達、着信の場所における  
交付その他配達に準する行為を含  
む。以下同じ。」を加え、同条第五  
号及び第六号中「公衆電気通信役務  
の取扱に関する事務の一部又はその  
役務の料金の収納に関する事務」を  
「公衆電気通信業務の一部」に改め  
る。

第九条中「国際電気通信役務に属  
する電報(以下「国際電報」といふ。)  
の受付、伝送若しくは配達、国際電  
気通信役務による通信(以下「国際通  
話」といふ。)の取扱若しくは交換又  
は国際電気通信役務の料金の収納に  
関する事務を他の者に」を「国際電気  
通信業務の一部を公社又は会社が  
郵政大臣の認可を受けて定める条件  
に適合する者に」に改める。

第一章中第十二条の次に次の二条  
を加える。

(試行的な公衆電気通信役務)  
十二条の二 公社又は会社は、公衆電気通信役務であつて、この法律で定めるもの以外のものを試行的に提供することができる。  
第二十四条第一項中「国際電報」を「国際電気通信役務に属する電報」に改め、同号同条第三号とし、同条第一号の次に「国際電報」という。」に改める。  
第二十五条第一号中「加入電話」を「二号に掲げる電話」に改め、同号の地城内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とする組合契約によつて設立した組合と公社との契約により設置する電話。  
第四十三条の次に次の四条を加える。  
（組合）  
四十三条の二 公社から地城団体加入電話 一定の地域内に居住する者が公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とする組合契約によつて設立した組合と公社との契約により設置する電話。  
第四十三条の次に次の四条を加える。  
一 組合は、公社から公衆電気通信役務の各号に掲げる事項を含む事項に一定地城内に居住する者が左の各号に掲げる事項を受けることを目的とするものである。  
二 組合員は、公社から公衆電気通信役務につき公平正な取扱を受けける権利を有すること。  
三 公社に対し組合を代表する業務執行者一人の選定に関すること。

四 組合員が公社に対し支払料金等の取りまとめの方法及び取扱いまとめた料金等の公社に対しする納入の方法に関する事項

2 組合は、加入申込者が料金等の支払を怠るおそれがあるとき、及び地域団体加入電話の設備に余裕がないときを除き、加入申込を拒んではならない。

(地域団体加入契約)

第四十三条の三 公社との間に、地域団体加入電話の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約(以下「地域団体加入契約」という。)を締結することができるものは、一の地域団体加入電話につき一の組合に限る。

(地域団体加入電話設置地域)

第四十三条の四 地域団体加入電話を設置することができる地域は、その地域内に居住する者が社会的経済的に相互に比較的緊密な關係を有し、且つ、電話による連絡が不便となつてゐる地域で、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合するものでなければならぬ。

(地域団体加入電話についての準用規定)

第四十三条の五 第四十二条第一項及び第四十二条の規定は、地域団体加入電話に準用する。

第四十四条第一項中「左の表に掲げる加入電話の下に「公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話を含む。以下この条において同じ。」を加える。

第四十六条中「加入電話」の下に「地域団体加入電話」を加える。

第五十一条の見出しを「構内交換設備」に改め、同条第二項中「構内交換設備」を「組合交換設備」に加える。  
加入電話加入者又は公社と地域団体加入契約を締結した組合（以下「加入組合」という。）は、公社の認定を受けた電話交換取扱者は拡大すれば、その構内交換設備又は地域団体加入電話の交換設備（以下「組合交換設備」という。）による交換に従事させてはならない。但し、公社が定める構内交換設備又は組合交換設備については、この限りでない。

(第二章の二 加入電信 第五十五条の二 公社又は会社との間に、加入電信の設置を受け、これにより公衆電気通信役務の提供を受ける契約（以下「電信加入契約」という。）を締結することができる者は、一の加入電信につき一人に限りる。)  
(電信加入区域)  
第五十五条の三 公社は、社会的経済的の諸条件、行政区画、加入電信の需要及び供給の見込並びに公衆電気通信役務を提供するに要する原価を考慮して電信加入区域を指定しなければならない。  
(電信加入申込の承諾)  
第五十五条の四 公社は、公社の予算の範囲内においては、電信加入区域内における加入電信の設置についての電信加入契約の申込（以下「電信加入申込」という。）及び電信加入区域外における加入電信の設置についての電信加入申込（その設置が業務の遂行上支障がないと認められるものであつて、公社が決定める額の特別の料金の支払があるものに限る。）の全部を承諾しなければならない。  
第五十五条の五 第三十二条の規定は、公社に対して、電信加入区域外における加入電信の設置について電信加入申込があつた場合又は電信加入区域外の場所に加入電信の設置の場所を変更すべきことの請求があつた場合に準用する。



理由

地域団体加入電話及び加入電信についてその提供条件を定める等必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中国務大臣

ただいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、電信為替による送金を迅速化し、その送金とともに通信文を伝達する制度を設けまして、利用者の利便をはからうとするものであります。その改正の要点について申し上げます。

この法律案は、電信為替証書による送金とともに通信用封筒等の調整費を勘案いたしまして、送金の迅速化をはからうとするものであります。なおこの取扱いをする方法は支払いまでに時間がかかりますので、これを電報または電話で照会した上、支払を電信為替につきましては、その手数料封筒等の調整費を勘案いたしまして、送金の迅速化をはからうとするものであります。なおこの取扱いをする方法は支払いまでに時間がかかりますので、これを加入者との予約によります。また、自動的に小切手の支払いに充て小切手の呈示を受けた際、口座を保管する地方財金局に支払い資金の有無について申し上げます。

この法律案は、郵便切手類及び印紙の売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便切手類及び印紙の売さばき人に対する売りさばき手数料率を改訂し、かつ買受け月額の低い売りさばき人に対しても一定額の手数料を支払うこととしたうとするものでありますとともに、郵政大臣が、郵便切手類及び印紙の売りさばきに関する業務の円滑をはかるに必要な事項について売りさばき人に対し定めることとするものであります。

この法律案は、現在日本電信電話公社が試行的に実施しております加入電話について、その提供条件等を法定しようとするものであります。

以上まことに簡単であります。この法律案の提案理由及びその内容の概要を説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、小切手の呈示があつた場合に直ちに支払いをすることができるよう取り扱いを改めますとともに、小切手払いの料金を廃止し、また簡易払い制度につきまして、支払い通知書の制限額引き上げまして、利用者の利便をはからうとするものであります。その改正の要点について申し上げます。

以上まことに簡単であります。この法律案の提案理由及びその内容の概要を説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に郵便切手類売さばき所及び印紙の売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

以上でこの法律案の提案理由の説明を終りますが、どうか御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

最後に、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について提案理由の御説明を申し上げます。

この法律案は、現在日本電信電話公社が試行的に実施しております地域団体加入電話並びに日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が試行的に実施しております加入電話について、その提供条件等を法定しようとするものであります。

であります。地域団体加入電話は、いわば構内交換電話の内線電話機の設置場所を地域的に拡大したような形態の部落電話的な電話であります。電話回線ができる限り共同で利用して原価の切り下げをはかり、農山漁村等における電話需要に適合させ、電話連絡が不便な農山漁村等における電話の普及をはかるうとするものであります。また加入電話は、加入電話の電話機のかわりに宅内装置としてテレ・プリンターを置き、電信加入者が直接相手方を呼び出して通信文を送受信することができるようになっているものであります。まして、国内におきましては東京、大阪、名古屋各地区およびその相互間ににおいて、国際通信系にあります対サンフランシスコ、対アムステルダム、対ハンブルグ間において試行的に実施しております。

準を定める等必要な措置を講じて、その加入者たる組合がこれを自営することができるなどといたしておられます。またその料金につきましては、市外通話料は法定料金によりますが、その他の料金は公社が郵政大臣の認可を受け定めることとしております。その他他の公衆電気通信役務の提供条件につきましては、おおむね一般加入電話に準じて取り扱うこととしておりま

これに関連いたしましてその他若干の修正をすることいたしております。すなわち公社または会社は、この法律で定める公衆電気通信役務以外の公衆電気通信役務を試行的に提供することができる旨明文の規定を置くこと、公社または会社は、本法で定めた公衆電気通信役務の提供条件以外の提供条件であって、郵政省令で定める重要な項目を内容とする契約約款を定めようとするときは、郵政大臣の認可を要する

以上でこの法律案の提案理由の説明を終りますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

タ-を聞き 電信加入者が直接相手方  
を呼び出して通信文を送受信すること  
ができるようになつてゐるものであり  
まして、国内におきましては東京、大  
阪、名古屋各地区およびその相互間に  
おいて、国際通信系にありますては対  
サンフランシスコ、対アムステルダム、  
対ハンブルグ間において試行的に実施  
しております。

て申し上げます。まず地域団体加入電話は、一般の加入電話と異なる特殊な

て申し上げます。まず地域団体加入電話は、一般的の加入電話と異なる特殊な電話でございますので、その設置地域は、その居住者が社会的、経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ電話による連絡が不便な地域であって、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する地域に限ることといつておられます。またその加入契約を締結することができるものにつきましては、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とし、かつ利用の本法で定める事項を含む組合契約を締結して設立した組合に限ることといつております。なお地域団体加入電話の交換設備、電話機等につきましては、構内交換電話の場合と同様技術的

ております。すなわち加入電信の設置権の他人使用につきましては、公社とまことに会社と特に契約をした場合及び公私上特に必要がある場合であつて郵政省令で定める事由がある場合を除き禁りすることとしております。またなにか電信の端末設備の加入者による設置につきましては、公社または会社が其業務の遂行上支障がなく、かつ特に必要があると認められる場合であつて、郵政大臣の認可を受けたときは、電信加入者がその端末設備を設置することを承認することができる事といたしてあります。また料金につきましては、公社または会社が郵政大臣の認可を得て定めることといたしております。以上が地域団体加入電話及び加入信についての概要であります。が、な

お電。受・てを加郵要業直加正省益た備  
たします。  
午前十一時三十七分散会

午前十一時三十七分散会

—